

PTA安全補償制度

I 安全補償制度の概要

1. 加入目的

この安全補償制度の目的は、PTAが日本国内において主催または共催する行事にあって参加会員が不幸にして不慮の事故にあった場合と、主催者として第三者に対して法律上の賠償責任を負担する必要が生じた場合に適用を図るもので、具体的には次の2種の補償を行おうとするものであります。(児童生徒については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」で給付対象となる傷害は除きます。)

- (1) 傷害補償……行事参加者の不注意もしくは第三者行為によって発生した身体障害
- (2) 賠償責任補償……主催PTAの管理責任に起因する賠償責任をとまなう事故

2. 加入手続

大分銀行下郡支店の振込用紙により会費を納入し、児童生徒名簿（保護者名を記入のもの）と教職員名簿に会費納入票を添付したものを県PTA事務局に提出して下さい。

※年間行事予定表は提出不要です。

3. 主催者の範囲（PTA組織）

単位PTA、郡市町村PTA、および県PTA連合会に限ります。

4. 保険の対象者

- (1) 傷害事故……父母会員（但し、PTA会員が児童・生徒の両親でない場合にはPTA会員名簿に記名された者）、教職員および児童・生徒全員、各PTA事務局員、PTA会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者
- (2) 賠償責任……加入PTA等の行事の責任者

5. 給付金の請求

事故が生じた際は、速やかに「事故にあわれた時のご連絡先」に電話あるいはFAXにて事故報告をして下さい。

その報告に基づき引受保険会社がPTA安全補償制度の対象の適否について、検討し、対応します。

詳細についてはP33以降を参照下さい。

6. 事故の認定

単位PTA会長によって承認されたPTA行事による事故に限る。

(但し、適応範囲等判断の難しい時は、県PTA厚生部会で審査し、決定する。)

7. PTA活動

(1) PTA活動とは各PTA組織において、正式決定(総会、役員会、運営委員会、理事会等あるいは会長が指示したもの)された、すべての活動行事をいい、定期、臨時を問いません。子ども会については、PTA主催地区子ども会行事は対象となるが、PTA主催外の県・市子連等の単独子ども会行事は対象となりません。

(2) 「各PTA組織」とは、単位PTA、郡市町村PTA、県PTAの組織をいいます。

II 保険金の内容

1. 傷害保険

(1) 保険金をお支払いする事故

PTA会員あるいは児童・生徒が、日本国内におけるPTAが主催または共催する行事参加中、または当該行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害及び傷害に起因する後遺障害、並びに死亡の場合に規定の保険金をお支払いします。

(2) 保険金の内容

	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷 害 保 険	死亡保険金	事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。 死亡・後遺障害保険金：313万円
	後遺障害保険金	事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～3%をお支払いします。 (注1)被保険者(補償の対象者)が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	事故によるケガの治療のため入院(入院に準ずる状態を含みます。)され、平常の生活またはお仕事ができない場合	$[\text{入院保険金日額}] \times [\text{入院日数または入院に準ずる状態の日数}]$ をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院がお支払いの限度となります。事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金をお支払いしません。 (注2)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。 入院日額：2,700円
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けられたとき	$[\text{入院保険金日額}] \times [\text{手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10倍、20倍、40倍)}]$ をお支払いします。 (注)1回の事故につき、1回の手術に限ります。また、同時に2種類以上の手術を受けた場合はそのうち最も高い倍率となります。

<p>通 院 保 險 金</p>	<p>事故によるケガのため、平常の生活またはお仕事に支障が生じ、通院された場合 (注)通院されない場合で、骨折等のケガを被った部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の生活またはお仕事に著しい支障が生じたときは、その日数について通院をしたものとみなします。</p>	<p>[通院保険金日額] × [通院日数] をお支払いします。 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、90日がお支払いの限度となります。 (注2)平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 (注3)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注4)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガを被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。</p> <p style="text-align: right;">通院日額：1,800円</p>
----------------------	---	---

(3) 保険金をお支払いしない主な場合

- ① PTA会員自身または児童・生徒の故意または重大な過失によるケガ
- ② PTA会員自身または児童・生徒の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
- ③ PTA会員自身または児童・生徒の脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
- ④ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。但し、環境汚染が不測かつ突発的
事故による場合はこの限りではありません。
- ⑤ 地震、噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これら
の事変または暴動によるケガ
- ⑦ 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
- ⑧ むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける
医学的他覚所見のないもの
- ⑨ 児童、生徒については「日本体育・学校健康センター法」の定めるところ
により保険対象となりうるべき傷害 など

2. 賠償責任保険

(1) 保険金をお支払いする事故

- ① PTA施設の管理ミスまたはPTA行事の運営上のミスによって第三者の身体、財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負担した場合に、その損害額をお支払いします。
- ② PTA行事に使用するために、第三者から借用した物を、こわしたり、

汚したりしたために、所有者に対して、法律上の賠償責任を負担した場合にその損害額をお支払いします。

(2) 保険金の種類と金額

① 人身事故の場合

治療費、休業補償、慰謝料、看護料、逸失利益、葬儀費、通院交通費等が対象になります。損害額の積算については保険会社に前もってご相談して下さい。

・限度額	1名当たり	5,000万円まで
	1事故当たり	5億円まで
・免責(自己負担額)	1事故当たり	1,000円

② 物損事故の場合

被害物の事故直前の時価を限度とし、修理費用等が対象になります。

・限度額	1事故当たり	500万円まで
・免責(自己負担額)	1事故当たり	1,000円

③ 借用品の損害の場合

修理費用等が対象になります。

・限度額	1名につき	10万円まで
	保険期間中	500万円まで
・免責(自己負担額)	1事故当たり	5,000円

(3) 保険金をお支払いしない主な場合(免責事由)

- ① PTA会員自身または児童・生徒の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変もしくは暴動、または騒擾(そうじょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- ④ PTAと第三者の間に損害賠償に関し、特別の約定のある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤ PTA会員が業務(労働として対価を得るもの)に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑥ 排水または、排気に起因する賠償責任
- ⑦ 給排水管、冷暖房装置、温度調整装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊

- ⑧ 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊
- ⑨ 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
- ⑩ 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両（原動力が専ら人力である場合を除く。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑪ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡を要するときは引渡）または放棄の後に仕事の結果に起因して負担する賠償責任（PTAが、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とは見なさない。）
- ⑫ PTA会員、その代理人またはこれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取
- ⑬ PTA自身が所有しまた使用するものの損壊、紛失または盗難
- ⑭ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに準ずべき受託物の損壊、紛失または盗難
- ⑮ 原因の如何を問わず、自然発火または自然爆発した受託物の損壊
- ⑯ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他類似の事由またはねずみ喰いもしくは虫喰等の損壊
- ⑰ 給排水管、冷暖房装置、温度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による受託物の損壊
- ⑱ 屋根、扉、窓、通風筒などからはいる雨または雪などによる受託物の損壊
- ⑲ 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊
- ⑳ PTA会員の往復途上の事故に起因する賠償責任
- ㉑ 石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維によって生じた損害 など

なお、保険金が支払われる場合および免責事由並びに給付金の種類などの詳細については、普通保険約款、特別約款および特約条項をご確認ください。ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

Ⅲ Q & A

1. 対象になるPTA活動の範囲

Q 1. この制度の対象になるPTA活動とは、具体的には、どのようなものを言いますか。

答 この制度におけるPTA活動とは

日本国内において

- ① PTAが企画、立案し、
- ② PTA会則や総会、運営委員会等正式な手続きを経て決定された行事をいい、かつ、制度の対象になるのは、
- ③ PTAの管理下で発生した事故
または
- ④ 通常の往復途上の事故（傷害補償制度のみ）に限られます。具体的には、次のような行事が対象になると思われます。
PTA総会、PTA役員会、PTA奉仕活動、交通安全指導、校外補導、校庭・プール開放事業、入学式、卒業式、運動会、レクレーション行事、文化祭等
- ⑤ PTA主催または共催の子供会の行事は対象となりますが、県や市子連の行事、又、単独の子供会の行事は対象となりません。（参考資料参照）
- ⑥ 各種行事（球技大会等）の練習は、大会開催日以前2ヵ月以内とします。

Q 2. この制度では往復途上の事故も対象になっているとのことですが、途中で買物をしていても対象になりますか。

答 この制度の対象になるのは、PTA活動の会場と自宅との間の「通常の経路」のみです。

「通常の経路」とは集合、解散場所とそのPTA会員の住所との間を直
行する場合に限ります。従って質問のように他の場所へ立寄る場合は通常
の経路とはいえませんので、対象にはなりません。

なお、児童、生徒が下校の際、学校から直接、PTA行事の集合場所へ
行く場合には特に通常の経路に含めるものとして取り扱います。また、賠
償補償制度は、往復途上は対象になっておりませんのでご了承下さい。

Q 3. PTA会員の自主的なサークル活動、同好会活動は対象になります
か。

答 サークル活動、同好会活動でも、PTAとして正式に決定された行事で
あるなら対象になります。ただし、自主的に発足し、または自主的に活動
しているサークル、同好会は対象になりません。

2. 傷害補償制度の対象となる事故

Q 1. PTA主催のハイキングで靴ズレができて、化膿しました。傷害補
償制度の対象になりますか。

答 この制度の対象になるのは

- ① 急激……突発的に発生する事を意味します
- ② 偶然……予知されない出来事をいいます
- ③ 外来……傷害の原因が被保険者の身体の外からの作用によることをい
います

従ってこの質問にあるように靴ズレ、あるいは、野球肩、テニスひじ等
は急激性を欠きますので、対象になりません。

Q 2. 「傷害」とはどのようなものを言いますか。

答 傷害補償制度でいう傷害は、通常言う、ケガよりはやや広い意味を有し、次の場合も含みます。

- ① 被傷部位は必ずしも身体の外部である必要はなく、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば内部諸器官の出血、筋違い等も傷害といえます。
- ② いわゆる「ケガ」をともしない死亡も、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば対象になります。たとえば「高所からの墜落による即死」、「水を飲み呼吸不能に陥って死亡する溺死」、「煙ガス等によって空気が遮断されて死亡する窒息死」などは対象になります。

Q 3. PTA主催の潮干狩で軽い日射病になり、目がくらんで倒れて、ガラスの破片で腕を切りました。傷害補償制度の対象になりますか。

答 傷害補償制度では、病気は対象からはずれております。また、このケースのように、病気が原因でケガが発生した場合も、お支払いの対象にはなりません。(参考：2. 傷害補償制度の対象となる事故 Q 1)

Q 4. 急性心不全（心臓マヒ）は傷害補償制度の対象になりますか。

答 急性心不全とは、原因不明の心臓の不具合状態をいうものですが、運動中に急性心不全（心臓マヒ）をおこしたような場合でも、一般的には徐々に負担がかかり、心機能が働かなくなったためか、または、何らかの心臓疾患（形成不全など）によって生じるものが多いと考えられます。これらの場合は、急激性や外来性に欠けるため、この制度の対象とはなりません。

ただし、氷の割れ目から冷水に転落し心臓マヒをおこしたような場合は、急激かつ偶然な外来の事故でありこの制度の対象になります。(参考：2. 傷害補償制度の対象となる事故 Q 1)

Q 5. 食中毒も傷害補償制度の対象になりますか。

答 中毒症状で、本制度の対象となるのは、ガス中毒のように有毒ガス（または有毒物質）によるもので、細菌性食中毒は対象になりません。

食物の中に毒物（化学物質等）が混入していた場合の中毒症状は本制度の対象になります。

Q 6. ケガが原因で病気になった場合は、傷害補償制度の対象になりますか。

答 ケガと直接因果関係にある病気（たとえば、破傷風、敗血症などの創傷伝染病）の場合にはその病気について、ケガそのものと同様に制度の対象となります。ケガの治療と因果関係のない病気にかかった場合、たとえば、骨折の治療中に肺炎になった場合には、その病気のための治療期間については、この制度の対象とはなりません。

Q 7. ケガをしましたが、自分で手当をして完治しました。傷害補償制度の対象になりますか。

答 この制度で入院、通院給付を受けるためには、医師の治療を受ける必要がありますのでこの事例のように、医師にかからなかった場合は対象になりません。入院および通院給付金支払の条件である「医師の治療」でいう医師とは、医師法でいう医師をいいます（ただし、柔道整復師の施術も医師に準じます）。傷害の程度・治療内容・日常生活や業務についての支障の程度等を総合的に勘案して保険会社が支払日数を認定致します。

3. 賠償補償制度の対象となる事故

Q 1. PTA会員の手作りによる会食で、食中毒が発生しました。賠償補償制度の対象になりますか。

答 この制度の対象になる事故は

- ① PTAの施設の管理ミス
- ② PTA行事の運営ミス
- ③ 借用物の紛失、盗難、汚損
 - (イ) PTA主催の文化祭で、飾りつけていたらバネが落ち、入場者に当たってケガをさせた。
 - (ロ) PTA主催バザーで、熱いコーヒーをこぼし、お客様のブラウスにしみをつけると同時にヤケドを負わせた。
 - (ハ) PTA総会のために借りたマイク装置を落とし、こわしてしまった。
- ④ 提供飲食物による食中毒事故およびPTA会員が料理した飲食物等の事故が対象になると考えられます。

Q 2. パンフレットにある1名5,000万円限度、1事故5億円限度というのは、どういう意味ですか。

答 賠償補償制度で支払われる保険金は、被害者の治療費、逸失利益、休業補償、治療費、慰謝料等ですが、それらを積算し、5,000万円を超えた場合には、5,000万円が打ち止めになりますので、それを超える分はPTAの自己負担になります。また、1回の事故で多人数に被害を与えた場合は、全員の保険金を積算して5億円がお支払いの限度になります。

Q 3. PTA主催のドッチボールの試合中にボールが選手（PTA会員）の顔面にあたりメガネをこわしました。補償の対象になりますか。

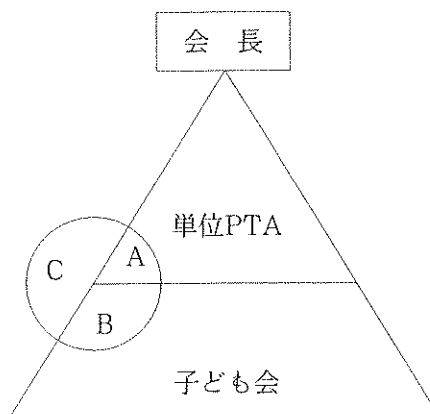
答 補償の対象となりません。

賠償補償制度でお支払対象となるのは主催PTAが法律上の賠償責任を負うことにより負担する賠償金ですが、上記の場合主催PTAの行事運営に過失が認められず、主催PTAは法律上の責任を負わないため、補償の対象外となります。

[参考資料]

◆子ども会の行事について

- A. PTAの管理下中
- B. 子ども会独自の行事でPTAの
行事と認めた場合
 - 1. 法的責任が会長まで及ぶ
 - 2. 会長が責任を負う
- C. PTA管理下外



(例) A: 各単位PTAの行事

夏休みのプール、ラジオ体操

B: 子ども会単独でPTAが認めた行事

廃品回収、お別れ遠足

C: その他の行事

- 1. 子ども会独自の行事でもPTAの行事と認められない場合
- 2. 市子連、県子連への参加
- 3. 地区行事への参加

自治会－団地の運動会

お祭り－神輿、奉納相撲

公民館行事への参加

子ども会の行事については各地区によって特異性があると思われませんが、B、Cについては一般的に公平で常識的にご判断をお願いします。